



2025年5月22日

各位

会社名 アウトロックコンサルティング株式会社

代表者 代表取締役社長 平尾 泰文

(コード番号：5596 東証グロース)

問合せ先 取締役CFO 岩田 謙作

(電話番号：03-6434-5670)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月26日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第40条として新設するものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです（別紙の下線部は変更箇所を示します）。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2025年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日：2025年6月26日（予定）

以上

(別紙) 定款変更の内容

現行定款	変更案
新設	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 新設 ②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 ② 当社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<u>(中間配当)</u> 第 41 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。	削除